

平成29年1月24日

〒461-0001

名古屋市東区泉 1-17-17

株式会社ワールドワークス 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山 3-28-2

KS 千種ビル 6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL : 052-265-9258、FAX : 052-265-9259 )

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している「パシフィックスポーツクラブ会員規約」及び「PACIFIT会員規約」につき、消費者保護の観点から検討いたしました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成29年2月24日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

## 申入れの趣旨

- 1 規約9条5項につき、入会金、年会費、その他諸費用について、**返還すべき場合があること**を明記してください。
- 2 規約13条につき、消費者契約法8条1項1号に**適合するよう**に改めてください。
- 3 規約19条5号につき、**消費者の利益を害さないよう**改めてください。
- 4 規約25条につき、下記申し入れの理由4(2)の趣旨に**適合するよう**に改めてください。

## 申入れの理由

### 1 申入れの趣旨1について

#### (1) 条項の内容

パシフィックスポーツクラブ会員規約9条5項

一度納入されました、入会金、年会費、その他諸費用は、理由の如何を問わず**返還しない**。

PACIFIT会員規約9条5項

一度納入された入会金、その他諸費用は、利用の如何を問わず**返還しない**。

#### (2) 申入れの趣旨

本条項は、**会員が貴社に支払った入会金等について、一切返還しない旨**定める条項です。本条項により、**会員が貴社スポーツクラブを退会する場合であっても、一度納入した入会金等の返還を受けることはできません**。

しかしながら、**会員が貴社スポーツクラブを退会する理由は様々なものが考えられ、貴社の責めに帰すべき事由により退会せざるを得なくなることも考えられます**。このような場合でも、**会員が支払った入会金等について一切返還しないのであれば、それは消費者の利益を一方的に害するものとして無効です（消費者契約法10条）**。

### 2 申入れの趣旨2について

#### (1) 条項の内容

パシフィックスポーツクラブ会員規約13条、PACIFIT会員規約13条

会社は当館内における**盗難及び会員の責めに帰する事由により会員が受けた損害に対して会社はその損害賠償の責を負わない**。

#### (2) 申入れの趣旨

本条項は、**貴社スポーツクラブ内において盗難が発生した場合及び貴社スポーツクラブ内において会員が受けた損害について、貴社が責任を一切免れることを定めたものです**。これは、**貴社の債務不履行によって会員に損害が生じた場合でも、貴社の損害賠償責任を**

全部免除するものであり、消費者契約法8条1項1号に反し無効です。

### 3 申入れの趣旨3について

#### (1) 条項の内容

パシフィックスポーツクラブ会員規約19条5号、PACIFIT会員規約19条5号

会社は下記の場合本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができます。但しこれにより会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されることはない。

5 経営上必要と認めるとき

#### (2) 申入れの理由

本条項は、貴社の経営上の都合により施設の一部または全部を閉鎖する場合に、会員の会費支払い義務が軽減・免除されることはないことを定めるものです。

しかし、会員にとって、どこの施設が利用できるかは、貴社との間で本スポーツクラブ会員契約を締結するかどうかを決める重要な要素であるところ、貴社の経営上の都合で施設を閉鎖する場合、すなわち、貴社都合により施設を閉鎖する場合に、会員の会費の支払い義務が軽減・免除されることがないことを定める本条項は、消費者の利益を一方的に害するものとして無効です（消費者契約法10条）。

### 4 申入れの趣旨4について

#### (1) 条項の内容

パシフィックスポーツクラブ会員規約25条、PACIFIT会員規約25条

会社は、規約等の改定を行う事ができる。尚、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとする。

#### (2) 申入れの理由

本条項は、貴社が会員に不利になるような規約変更をしても、その変更は、変更前に契約した会員の同意なく、変更を可能とするものです。

この点、民法（債権関係）改正案において、以下のとおり、契約約款に関して消費者保護のための条項の新設が検討されています。

#### 民法548条の4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、（中略）個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型契約の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

(以下略)

当該改正案を踏まえると、消費者の権利・利益の保護のためには、以下に述べるような約款変更に係る要件が必要であると考えますので、本条項についても、これらの要件に沿う条項に変更していただきますよう申し入れます。

まず、変更後の約款の効力発生要件として、貴社が約款を変更した場合、その効力が生じる相当期間前までに、適切な方法により、会員に対して周知した場合に限り、その効力を生じる旨を規定してください。

加えて、会員の個別の同意を得ることなく、貴社が一方的に約款を変更することができるのは、次に掲げる①～⑤の要件の全てを満たす場合に限られる旨の内容としてください。

- ①全ての消費者から約款の変更について同意を得ることが困難であること
- ②約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められること
- ③約款の変更が、契約をした目的に反しないこと
- ④変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款に変更する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであること
- ⑤約款の変更が消費者にとって不利益なものである場合、その不利益の程度に応じて、契約の解約を含めた適切な措置を講じること

以 上